

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成 24 年度 第 4 回枚方市特別職報酬等審議会
開 催 日 時	平成 24 年 7 月 9 日（木） 10 時 00 分から 11 時 10 分まで
開 催 場 所	特別会議室
出 席 者	小野委員、谷本委員、土井委員、福永委員、松葉委員、宮原委員、 宮本委員
欠 席 者	北本委員、竹下委員、中垣委員
案 件 名	・ 市長、副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、常勤の監 査委員、教育長の退職手当の額のあり方について ・ その他
提出された資料等の 名 称	・ 市長、副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、常勤の監査 委員、教育長の退職手当の額のあり方について（答申）
決 定 事 項	<p>・ 答申書について</p> <p>市長以外の特別職の退職手当額の改定について、据え置くことが 適当であるとする。ただ、今後、特別職の報酬等について検討する 際、各事業における施策や職務の内容、責任の度合い等により、報 酬等を個々の職で異なった取り扱いとなる可能性を考慮すると、今 後さらに踏み込んだ検証をする必要があると考えるため、付記する 意見の項目にその旨を記載する。</p> <p>任期中の功績評価を手当に反映させる制度について、市長だけ ではなく、市長以外の特別職についても、こうした制度を検討するこ とも必要であるという旨を、付記する意見の項目に記載する。</p> <p>記載方法について、答申書の審議の経過及び答申の考え方に係る 項目は、まず市長の退職手当について審議の前提から結論までを記 載し、その次にその他の特別職の退職手当について記載するという 形式とする。また、付記する意見は、答申後も継続して審議会を開 催して審議していくという意味ではなく、答申を行えば審議は終わ るという前提で、今後、特別職の報酬等について検討する際は検討 が必要であるという記載表現とする。</p>
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公 開
会議録の公表、非公表の 別及び非公表の理由	公 表
傍 聴 者 の 数	0 人
所 管 部 署 (事 務 局)	総務部 人材育成室 職員課

審 議 内 容

○**松葉会長** ただ今から、平成24年度第4回枚方市特別職報酬等審議会を開催いたします。審議の前にまず定足数の確認を事務局からお願いいたします。

○**事務局** 本日は7名の委員にご出席いただいております。過半数を超えて定足数に達しております。以上でございます。

○**松葉会長** では、さっそく審議に入ってまいりたいと思います。

前回の会議で、市長をはじめとする特別職の退職手当のあり方につきましては、市長と同様に条例の規定どおりとすることで決定しました。

今回、これに基づいて、事務局で答申書の案を作成してもらっておりますので、本日はこの答申書について、審議をしてみたいと思います。

では、まず事務局から説明願います。

○**事務局** はい。まず、答申書の内容につきましてのご説明をさせていただきます前に、前回の審議会で、市長等特別職の給料や退職手当の改正を、議会から提案することが手続き的に可能かどうかにつきまして、今回の審議会でお答えすることとなっていたかと思っておりますので、ご報告をさせていただきます。

条例案の議会への提案権につきましては、一部の例外を除き、基本的に市長と議会の双方がこれを有するもので、手続き的には特別職の給料や手当の条例につきましても、市長、議会のどちらからも提案することが可能です。

ただし、今回の答申につきましては、評価を手当に反映できるような制度について、検討することを審議会からの意見として付記事項で述べていく形とすることでご確認いただいていたかと思っておりますので、お手元の答申案では「議会で」といった具体的な表現はいたしておりません。

それでは、答申の案を読み上げさせていただきます。

(答申案 読上げ)

○**松葉会長** では、こちらの答申の案につきまして、内容を確認していきたいと思います。

皆さんで、具体的にご指摘やご質問がありましたらご意見をいただきたいと思います。

○**福永委員** 1 基本的事項の(1) 地方公務員の退職手当制度についての6行目に「権衡」という言葉がありますが、表現が少し硬いというか、一般の市民が見た時に頭にスムーズに入りにくいのではないかと思います。もう少し平易な言葉、例えば、同じ意味かは分かりませんが、権限のバランスといった表現にされたらいいのではないのでしょうか。

○**宮本委員** あまり使わない言葉ですね。均衡なら分かりますが。

○**松葉会長** 文章の表現についてでも何でも結構ですので、自由にご意見をお聞かせ下さい。

私が一点気になるのは、(2) 本市における退職手当制度の変遷についての項目です。ここで挙げられているのは、一般職を経て特別職になるケースですが、ルール上そうとは限りません。「過去には」から続く文章は、一般職を退職して特別職に就任する場合の事例のみですので、この文章の後に、一般職を経ずに特別職に就任する場合を記載しておかないと、制度の変遷が分かりにくいのではないかと思います。

○**宮本委員** 付記する意見で功績評価を退職手当に反映するような制度についてももう少し

検討が必要と記載することについてですが、先日大津市でいじめによる自殺の問題があり、担任や校長は事実を知らず、教育委員会は調査をしてもいじめと自殺の関連はなかったと結論付けていました。報道の情報からでしか判断は出来ませんが、校長や担任も含めて、教育長は職務に対して無責任なのではないかと思えます。

例えば、ああいう方にしても、何もペナルティもなく、収入を得て退職手当をもらえるというのは、何かそぐわないなという感じがしてなりません。校長や担任がしていることを、教育長はそうじゃないだろうとする立場ですし、誰のための教育かということや、誰のための教育長かをもっと考えるべきで、これは処分規定の問題になるので退職手当とは関係ないのかもしれませんが、そのようなことを考えました。

今回せっかく答申ができるわけですから、そういった職務を全うしていない人にも同じ退職手当を支給するのでいいのかということはどうするかについて、ずっと引っかかっています。

○**松葉会長** 市長の退職手当制度については、付記する意見にて、任期中の功績等を評価し退職手当に反映させるような制度を検討することが必要ではないですかと問題提起をしています。

今おっしゃった趣旨からすると、市長だけではなく、その他の特別職についても、誰がどう評価するかという問題も色々あり難しいのですが、検討が必要な問題であると指摘することはありうると思えます。

教育長の職務は、特別職の中でもとりわけ特殊な部分があるのかなと思えます。副市長はある意味、市長の補佐役ですから市長の職務とオーバーラップします。病院や水道の事業管理者はある意味では事業の経営者という位置づけとなると思えます。それらと比較すると、教育長のポジションはどこまでの責任を、どういった形で、どういう権限を持ってやるのかということが少し見えない所があります。

大津市のいじめの自殺の問題について、沢山採用している先生の中には問題のある先生がいけないわけではないでしょうから、問題を起こす、あるいは問題が起こった時への対応が不適切であるようなことが現場で起こることもあります。そういう場面で教育長は、どういうことを考えてどこまでの権限を持ってやるのか、またやるべきなのかということが、全面的ではないにしても部分的には関わるポジションにあると思っています。マスコミの報道が正しいかは別として、ああいった問題が起きた時に、教育長のポジションとして、より適切な指導なりの関与があっているのではなかとと思えます。ただ、そうになると、なおさら業績評価について、誰がどういう部分をどう評価するかという問題が出てきます。

○**宮本委員** おそらく、何もペナルティはないですよ。

○**松葉会長** 任免等は結局、すべて市長の権限ですか。

○**事務局** 市長が教育委員を任命し、任命した教育委員の中で教育長が互選で選任されるというルールです。

○**宮本委員** その点、教育長以外の特別職、例えば上下水道事業管理者に関して言えば、別会計である上下水道局は赤字で推移しており、このままでは受益者負担になりそうというお話が以前ありました。この点も、上下水道事業管理者がどういう運営をしたかというのも非常に大切なことだと思えます。審議会で議論する問題ではないとはいえ、付記の中

で、もう少し踏み込んだ指摘ができないのかなと思います。

○松葉会長 審議会での審議は個々の方々を評価するのではなく、給与とか退職手当の制度の枠組みについての審議ですので、功績に対する評価をこうすべきだということは少し難しいと思います。

ただ、そういったことを取り込めるような制度を考えたらどうですかと提案するのはいいのかなと思います。最初におっしゃられたように、市長については、付記する意見で任期中の功績等を評価し退職手当に反映させるような制度を検討することが必要ではないですかと指摘しているので、他の特別職についても指摘していいと思います。ただ、表記の仕方は中々難しいと思います。

○宮本委員 市民の期待に答えるべく選ばれ、教育長にしても事業管理者にしても大変な苦勞をされており、例えば赤字を黒字に転換したということなら大変な貢献だと思います。すると、そういった方と、任期の中で何もせず4年間過ごした人が同じ退職手当額というのはどうなのだろうかという感じはやはりします。

○松葉会長 事務局に質問ですが、付記する意見で今後における審議会の方向性などについて、以下のとおりとしたのは、この審議会で議論をする前提としての付記意見ということであり、逆に言うとそれ以上のことは権限逾越であり、言うてはいけないという意味でしょうか。そのようにも捉えられるのですが。

○事務局 いえ、そういう意味ではございません。

○松葉会長 付記する意見は、検討課題を審議会で議論することに限定するという意味ではなく、議会でもどこでも別の組織を作って専門的な人を入れて、議論をして欲しいということを意見する意味だと思います。例えば、先ほど意見のあった教育長の功績評価を退職手当に反映させる制度を検討することにしても、この審議会で議論できるかということと正直難しいと思います。

○福永委員 全然関係がないという訳ではなくどれにも関係しています。我々の活動で、例えば市政モニターなどでどういう形でどういう風に意見を吸い上げて、少し趣旨が異なるかも知れませんが、我々の集約のやり方と、我々が評価をしたらそういったものと、どのようにしてドッキングしていくかということではないかなと思います。

教育に関しては、教育専門の審議会があると聞いていますので、そこである方向性が出てきたものを、我々がどんな風な形で還元するかということが一つの将来のあり方かなと思います。別個に議論して終わりではなく、どこかの審議会でこういう意見があったから、それと調整するというのもあると思います。

○松葉会長 今の議論から付記する意見の(1)を修正すると、市長について検討が必要としている文章の下に、他の特別職についても検討が必要である、という一文を追加する程度ならこの答申の枠内かなと思います。

教育長のことを特別記載するのは、趣旨は分かりますし、今報道されているからこの場で取り上げられているということもあるのですが、事業管理者等との職責の差異を比較するのが難しく、功績評価を反映するというのであればどの特別職にも当てはまるので、特別に記載する必要はないと思います。

また、付記する意見の(1)と(2)と(3)のそれぞれの語尾について、(1)では検討することも必要と考える、としており、(2)や(3)とニュアンスが違うのですが、

いずれにせよ、その他の特別職についても同様の業績評価を反映する制度が検討対象であると検討が必要であると指摘をすることにしたいと思います。

○宮原委員 水道事業は特別会計ですが、赤字だと上下水道事業管理者の功績は下がるのでしょうか。

民間企業の場合、別会計ですと別会社ですので、その会社が赤字なら給料も下がり、黒字にしようという努力があると思います。以前別の審議会で、上下水道事業で赤字が続くとどうするのかという質問をした際、値上げをするという回答でした。値上げをすれば良いだけという考えが根底にあるのなら、功績も何もないのではないかと思います。こういった場合の評価は非常に難しいと感じます。

○松葉会長 単純に収支だけの問題ではないと思います。水道事業などのインフラは必ずやらなくてはならない事業ですので、仮に設備を更新する必要がある場合、相当額の資金が必要となります。当然その期間だけを見てみるとその時点では大幅な支出超過になります。赤字を改善する努力は別問題として必要ですが、事業自体を縮小するわけにはいきません。公共事業の性格とは、必ずしも収支バランスだけでは図れず、トータルとして市民の受けるメリットを考えると、少々赤字でもやむをえないとする部分はあると思います。

上下水道事業や病院経営などが、市民に本当に役に立ち、内容が充実している事業である場合、一定の赤字が続いていたとしても、市民全体のためには必要な事業であると評価することもありうることです。業績評価をする場合、そういった事業について、どの点をどう評価するかとなると非常に難しいです。しかしそれを理由に評価をしなくていいかという、そうではないという見方もあります。

これらを考えあわせると、業績評価を反映させる制度について、議論する必要があるとは言えますが、絶対この制度が不可欠であるとまで踏み込んで言う自信はないのですが。

○宮本委員 話はそれなのですが、全国の市長が色々な事業を行っており、佐賀で赤字の図書館運営をツタヤとコラボするというのがテレビでありました。人件費は要らなくなり、ツタヤの本も売れ、それが黒字運営でうまく言っているということでした。

やはり、工夫して今までやっていないことのハードルを越えたら、新たな市の運営みたいなものが出てくると思います。上下水道事業にしても、難しい部分はあると思いますが、考えたら色々な方法があると思います。

○松葉会長 事業が民営化や民間企業と提携することで効率良いサービスとなることはありうる話だと思います。公共事業だから民間企業的な発想が全く排除されるという議論ではなく、手法としてそれらをうまく組み合わせることでサービスが良くなるということもありますので、全部が全部、公共団体が抱え込む必要はないということも確かです。

ただ、民営化をし、赤字だからといって切り捨てるものではない公共事業も、中には沢山あるということです。そのバランスが大切だと思います。

基本的な考え方として、市民の税金を使いどの部分まで公共事業として絶対やらなくてはならないかということ判断した上で、プラスアルファとして民営化等を行えばいいと思います。

○宮本委員 私が違和感を受けるのは、当然枚方市でやらなければならない上下水道事業を切り放して、枚方市は黒字ですと言っていることです。それはおかしいのではないかと思います。上下水道事業も当然枚方市の事業ですから、それを含めて黒字というのなら話

は分かりますが。

- 福永委員** そういったことについて、議論をする場があるのではないですか。
- 松葉会長** 議会でやっていると思います。例えば、単年度の議論が出来る収支の問題と違い、上下水道事業というのは特殊な問題で、単年度で見ても本当の意味での収支は見えない問題です。どこの自治体も上下水道事業だけ独立してやっているのかは知りませんが、事業の性質が違うところはあると思います。
- 福永委員** それは市役所も関係して、分科会や市議会の下部組織か何かでそういう議論をしておられるということはないのですか。
- 事務局** 当然企業会計の予算決算審議ということで議会での質問はございますし、または協議会などで内容について審議するという場はございます。
- 福永委員** 継続的にそこで限定してそういったことを議論をされている場というのはあるのですか。
- 事務局** それもあります。上下水道事業ですと外部の有識者も入れて経営をどのようにするかを議論する場はあります。
- 宮本委員** 退職金や給料を支払うのも、赤字の事業をどうするかということも、住民税を使っているわけですから財布は同じなわけです。感覚としては、そういう感覚を持たないといけないというわけです。少し話はそれまして恐縮ですが。
- 松葉会長** その他の特別職について、当審議会ですらそういった問題意識を持っていて、どこかで議論をする必要がありますよという指摘を入れることはどうなのでしょう。
付記する意見をまともに受け取るとなると、答申を受け取った側はどこでどう議論をすべきなのかなとなります。すでに議会や他の審議会でも議論をやっていますというのがあれば、当審議会でも同様の意見が出ていますので、当審議会としてはそういった場で議論をしっかりとやってくださいと言うことになるのですが。
いずれにせよ、付記する意見の修正については、(1)の市長について検討が必要としている文章の下に、他の特別職についても検討が必要である、という趣旨を追加するという事にさせていただきます。
他に意見はありますか。
- 小野委員** エ.審議における考え方の結論では、給料額が下がったので結果として退職手当額も下がるという判断をしているのですが、退職手当額が実際どの程度下がったのか、数値で示した方が分かりやすいと思います。
- 松葉会長** 付記する意見で、今後における審議会の方向性などについて、審議会の方向性などについて述べるとありますが、(1)以下記載の意見は審議会の方向性についての意見ではなく、市長に対してこの審議会に関わらずどこかでこんな議論をすることを考えてくださいという趣旨だったと思います。当審議会ですらにその議論を行うので諮問を出して下さいといっているわけではないので、その点の表現の訂正が必要だと思います。
また、(1)と(2)と(3)のそれぞれの語尾について、(1)では検討することも必要と考える、(2)ではさらに踏み込んだ議論をすべきと考える、(3)では検討する必要があると考える、と微妙に程度が違うのですが、これは事務局としては意識的に程度が違うと考えられたのですか。
- 事務局** (2)(3)については記載どおりなのですが、(1)につきましては、会長が

先ほどおっしゃられたことなのですが、必ずやるべきだということまで踏み込むことにするのか、それとも今後、そうした議論も必要ですねということだとどめておくのかが、まだ確定的でなかったことから、ニュアンスに強弱の違いを設けさせていただいたものです。

○**松葉会長** 仮に今後、付記する意見について議論をすることとなった場合、どこで議論をするのですか。また当審議会に諮問をするということになるのですか。

○**事務局** 手法としては様々なことが考えられます、行政組織で検討することも一つですし、市長が判断するのも一つです。また、当審議会に諮問することも一つです。どういう手法をとるかということから検討することも考えられます。

○**福永委員** もともと市長から給料や退職手当について長年検討されていなかったため、そろそろ検討する時期だということなのか、あるいは枚方市オリジナルの考え方というような、モデルケースを作って十分確認したら広めていこう決意なのか、その辺はいかがなのかなと思うのですが。

○**松葉会長** 程度は分かりませんが、この諮問が出た際、市長はどのような考え方で諮問を出したのかということを経理局にお尋ねしました。もちろん、市長は選挙の際、長年にわたって額が改定されておらず、検討をすることが必要ですということを発表しておられ、再選の後に諮問を出しています。この流れからすると、おそらく枚方市独自の考え方を作ってくださいということではないのかなと思います。

○**福永委員** と言いますのも、審議会の当初、功績評価を給料に反映させる制度を検討することは現実的に時間がないので、現制度で給料額をどう改定するかという点で皆さまが同意し、議論をしてきたと思います。その点を市長も良しとしているのか、それとも、根本部分から考え直し、基礎部分に評価の要素の部分を含めて給料や退職手当を支給するかどうかを確認することで、将来の議論の方向性と関係してくると思います。

○**松葉会長** ひとまず給料だけは、年度に合わせて2月に中間答申として答申を出しました。そして、答申に従った改定案を議会に提案し可決されました。こういうことであれば、市長がそこまで考えて諮問を出されたとは少し考えにくいですね。

しかし、諮問の書き方を見ても、給料及び退職手当の額のあり方という表現になっています。これも審議会の当初に事務局に少し質問をしたのですが、あり方という表現ですと、給料額はこの額で良いかということだけでなく、もっと根本的に給料や退職手当の性質といったところまで審議しようと思えばできるわけですので、市長は単純に金額だけの問題ではないといったことを意識されておられたと思います。

ただ、答申の形としては、やはり中間答申で給料について議会のスケジュールに合わせて審議するといった話でしたので、もちろん答申の趣旨としては給料額に直結するのみに触れたということになりました。退職手当の方も、給料ほど緊急性はないにしても、今の計算式では給料と連動しているので、結果的には金額のみを修正した形となります。

一方、計算式そのものなどは、退職手当の額のあり方という表現と関わっているので、あり方の議論は必要です。ですが、その点は有識者を交えて時間をかけて議論をしないと中々結論が出せないものです。

結局、あり方という言葉の意味に関しては、付記する意見の中でこのような視点で問題があり、今後の議論が必要だということを経理局として記載するだけにとどまります。あ

り方とは何かを議論するとなると、一朝一夕では中々できないですね、という問題提起なのです。答申としては、そのレベルで留まっているということです。

他にご意見やご質問はありますか。

○**谷本委員** 市長以外のその他の特別職の方々についても功績等の評価を退職手当に反映させる制度を検討することが必要であると先ほどのお話でありましたが、答申には、付記する意見の(1)にその旨を一文追記するのが、この審議会の範囲としては妥当かと思えます。

教育や上下水道事業も、おそらく組織内で委員会等があるでしょうから、そちらでしっかり議論をしていただき、そこで提案された評価方法等があれば、こちらの審議会できみ取り加味することは可能かと思えます。しかし、それをいかにこの審議会の答申書に反映させるのかとなると、中々難しいと感じました。

○**宮原委員** 先ほど小野委員がご指摘された点ですが、減額の数値の記載は、(1)市長の退職手当についてのエ.審議における考え方の結論に記載するか、それとも3 結論に記載するか、どちらが良いでしょうか。

○**松葉会長** 恐らく、エ.審議における考え方の結論でしょう。エ.の結論では、給料額を減額したので結果として退職手当額も減額とする内容ですので、その中で具体的にいくら減額したかを付記することになります。

○**土井委員** 答申案の内容は前回会長がおっしゃられたことを上手くまとめている印象でした。先ほどから皆さまが付記する意見についても、(1)で市長以外の特別職について検討する必要があることを追加する点も、そのとおりだなと思いました。そのことについて、この場でさらに審議するのかというご意見がありましたが、そこまでの議論はこの審議会の名称からしても少し範囲が広がると感じます。

また、功績評価について、会長がこの審議会でも出来ますよとおっしゃったことはもともとだと思いましたが、制度の検討や答申書への記載となると中々難しいという印象は受けます。

○**松葉会長** 事務局からは何かありますか。

○**事務局** いえ、特にございません。

○**松葉会長** 次回の7月24日の審議会では、市長に答申をお渡しすることになります。本日、各委員の皆様から出ましたご意見を踏まえ、事務局で訂正をお願いします。

今後の流れについて確認をさせていただきますが、7月24日の審議会までの間に、こうした形で皆さんにお集まりいただくことはありません。ですので、前回の給料に関する答申のときと同じように、私と事務局で内容について調整させていただき、その結果を最終案という形で皆さんに送らせていただく、そこで、もしもまだ修正があるようなら事務局へ連絡いただいて、最終の確認を24日の審議会の最初に全員で行い、確定させるといった流れになります。

それでは、これもちまして平成24年度第4回枚方市特別職報酬等審議会を終了させていただきます。次回の審議会は7月24日となりますので、よろしくをお願いします。

皆様、ありがとうございました。